

とうほく住まいる倶楽部 規約

(趣旨)

第1条 本規約は、東北地区の住宅事業者等の健全な発展を促進し、良質な住宅の建設を支援する目的で設置する、とうほく住まいる倶楽部（以下「住まいる倶楽部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 住まいる倶楽部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 会員に対する情報提供
- 二 会員に対する研修会等の実施
- 三 各種住宅等に関する普及活動
- 四 関係各機関との連絡調整
- 五 その他住まいる倶楽部の目的を達成するために必要な事項

(会員の資格及び入会)

第3条 住まいる倶楽部の会員は、住まいる倶楽部の支部の所在する各県に事業所を有する、又は事業を行う住宅関連事業者等（以下「住宅事業者」という。）若しくは関係団体をもって構成する。

- 2 入会を希望する住宅事業者は、入会申込書を支部に提出する。
- 3 支部は、入会申込があったときは速やかに審査を行い、第1項に規定する要件を満たす場合は、会員として認定された旨を通知する。

(品質管理基準)

第4条 住まいる倶楽部は、指定する瑕疵担保保険の団体割引の利用に関する品質管理基準を別に定め、会員への周知と適合性の確認を行うこととする。

- 2 会員は、前項に定める品質管理基準を遵守し、建物の設計・施工・保守管理について誠心誠意努め、住宅の品質の確保・向上を図らなければならない。

(役員)

第5条 住まいる倶楽部に、次の役員を置く。

会 長	1名
支部長	6名

(役員の仕事)

第6条 会長は、住まいる倶楽部を代表し、会務を統括する。

- 2 支部長は、会長を補佐し、会長に事故のあったときは、その会務を代理する。
- 3 支部長は、それぞれの支部の運営を行う。

(役員の定例会)

第7条 役員の定例会の開催は、毎事業年度1回とする。

- 2 定例会は、会長が招集する。
- 3 定例会の議長は、会長が行う。
- 4 会長が必要と判断した場合は、定例会を書面又は電磁的記録により行うことができる。

(定例会の報告事項)

第8条 定例会は、次の事項を報告する。

- 一 規約の改廃
- 二 事業計画
- 三 事業報告
- 四 その他会長が必要と認める事項

(事務局)

第9条 住まいる倶楽部は、宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1番20号 ふるさとビル6階、一般財団法人宮城県建築住宅センター内に置く。

2 住まいる倶楽部の円滑な運営のため以下の支部を置く。

支部名	所在地
岩手支部	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号 アイーナ2階 一般財団法人岩手県建築住宅センター内
宮城支部	宮城県仙台市青葉区上杉 ふるさとビル6階 一般財団法人宮城県建築住宅センター内
福島支部	福島県福島市五月町4番25号 福島県建設センター4階 一般財団法人ふくしま建築住宅センター内
青森支部	青森県青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館1階 一般社団法人青森県建築士会内
秋田支部	秋田県秋田市中通2丁目3番8号 秋田アトリオンビル5階 一般財団法人秋田県建築住宅センター内
山形支部	山形県山形市城北町1丁目12番26号 山形建築会館2階 株式会社山形県建築サポートセンター内

3 住まいる倶楽部の事務局は、宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1番20号 ふるさとビル6階、一般財団法人宮城県建築住宅センター内に置く。

(会費)

第10条 会費は徴収しないものとする。

(事業年度)

第11条 住まいる倶楽部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 住まいる倶楽部が別に定める個人情報保護規程に従う。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。